

西海市立中学校部活動地域連携(拠点校部活動) 実施要項

1 目的

西海市立中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進み、中学生の興味・関心に応じた部活動の設置や運営に困難な状況が出てきている。そこで本市教育委員会では、市立中学校に通う中学生にとって持続可能で望ましいスポーツ・文化芸術活動が展開されるように、中学校部活動の地域移行を進める。

地域移行を進めるにあたり、まずそれぞれの部活動を単位として地域クラブ活動への移行を進める。しかし、受け皿となる地域クラブの指導者不足や部員が足りない、または、部員数が少数のため運営が難しい部活動については単独での移行が困難である現状を踏まえ、先に地域連携(拠点校部活動)に取り組み、その後、地域移行(地域クラブ活動への移行)を進め、生徒のスポーツ及び文化芸術活動の確保を図る。

2 地域連携の定義

- (1) 地域の人材を活用して、顧問の教職員と共に、学校部活動を運営するもので、拠点校部活動により構成されるもの。
- (2) 拠点校部活動とは、在籍校に希望する部活動がない、または、部員数が少数のため運営が難しい場合や運営が難しいとまでは言えないが、地域移行を見据えて、在籍校の校長が認めた場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れて運営される部活動をいう。

3 実施主体

実施主体は、西海市立各中学校とする。

4 拠点校部活動

- (1) 拠点校部活動の活動条件(以下の条件をすべて満たす者)
 - ア 在籍校の部員数が少数のため運営が難しい部活動、または、在籍校に希望する部活動がない者とする。
 - イ 在籍校や自宅等から、徒歩、公共交通機関又は自家用車による保護者送迎で拠点校の活動場所まで移動できる者とする。
 - ウ 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生徒指導に従うことへ同意した者とする。
 - エ 在籍校の校長及び拠点校の校長の承諾が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした者とする。

(2) 実施申請（流れ）

- ア 拠点校部活動への参加を希望する在籍校の生徒（保護者）は在籍校の校長へ西海市立中学校拠点校部活動参加申込書・保護者同意書（様式1号）を提出する。
- イ 在籍校の校長は上記アを受け、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して、参加申込書・保護者同意書（様式1号）の写しを付けて西海市立中学校拠点校部活動申請書（様式第2号）を市教委へ提出する。
- ウ 市教委は上記イを受け、拠点校となる学校と調整する。拠点校部活動の実施が不可であれば、その旨を在籍校の校長へ連絡し、再度検討する。調整が完了次第、市教委は拠点校の校長へ参加申込書・保護者同意書（様式1号）の写しと拠点校部活動申請書（様式第2号）を送付する。
- エ 拠点校の校長は上記ウについて承諾した時は、在籍校の校長へ西海市立中学校拠点校部活動承諾書（様式第3号）を、市教委へ西海市立中学校拠点校部活動承諾書（様式第4号）をそれぞれ提出する。
- オ 市教委は上記エを受け、実施の目的や対象等を基に審査し、「西海市立中学校拠点校部活動」として認定し、各学校へ認定証を送付する。
- カ すべての書類が完了し、拠点校の受け入れる体制が整い次第、拠点校部活動を開始する。

(3) 実施期間

認定証等の有効期間は年度末までとし、継続して実施する場合は毎年度「4(2)実施申請(流れ)」の手続きを行う。また、年度途中の申請も可能とする。

(4) 活動場所

- ア 週末及び祝日については原則、拠点校での活動となる。
- イ 平日については、在籍校での活動場所に余裕がある等、実情や実態に応じて拠点校と在籍校で協議し、在籍校が活動場所となることも認められる。

(5) 活動場所までの移動

在籍校生徒の活動場所までの移動については、公共交通機関又は自家用車による保護者送迎等で、保護者の責任により行い、移動に係る経費は保護者負担とする。

(6) 指導者

拠点校の顧問、部活動指導員及び部活動外部指導員等が指導にあたることを基本とするが、平日において在籍校が練習場所となる場合は、顧問以外の教職員が指導にあたることとする。

(7) 参加生徒の活動

- ア 管理監督は、参加する生徒が所属するそれぞれの校長が行う。
- イ 在籍校の校長は拠点校の校長と連携し、参加生徒の活動状況について連絡をとる。
- ウ 拠点校部活動に参加する生徒の保護者は、拠点校及び在籍校と連絡体制を構築し、連絡をとる。
- エ 在籍校の校長は拠点校の校長に対し、在籍校から参加する生徒の健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報提供する。
- オ 拠点校部活動に参加する生徒及び保護者は、下記の事項を厳守する。
 - ・拠点校の部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）および規約等に沿って活動する。
 - ・拠点校の規則等を厳守する。
 - ・拠点校の顧問、部活動指導員の指示等に従う。
- カ 欠席する場合は、拠点校部活動の顧問へ保護者が直接連絡する。
- キ 在籍校の学習活動や行事等の日程が拠点校部活動と重なった場合は、原則として在籍校の学習活動や行事等を優先させる。
- ク 在籍校の生徒・保護者が拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の校長が参加生徒の活動を中止することができる。
- ケ 前各項目のほか、拠点校部活動に関する参加生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて在籍校の校長と協議する。

(8) 事故や生徒指導上の問題等への対応

- ア 拠点校部活動における事故や生徒指導上の問題等に係る責任の所在については、その原因が施設、拠点校の生徒又は指導者等拠点校側に起因する場合は拠点校の校長にあり、在籍校の生徒に起因する場合は在籍校の校長にある。両方に原因がある場合は、拠点校の校長及び在籍校の校長両方にある。
- イ 拠点校部活動における活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応については、原則としてまずは拠点校で対応すること。また、在籍校にも必ず連絡し、在籍校はその情報を受け、連携して対応する。
- ウ 在籍校生徒の拠点校部活動での活動中及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、拠点校から情報を収集し、在籍校が行う。
 - ※交通事故については、自動車損害賠償責任保険の適用となる。
- エ 生徒間のトラブルや、施設の瑕疵など様々なケースでの対応が必要となるため、拠点校と在籍校においては日常からの連携を深め、事故等の未然防止に万全を期

する。

(9) 大会等への参加

ア 中体連が主催する大会（中総体、中総体新人大会）は4(2)オの市からの認定をもって出場できる。(別添の【長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程】を参照)

イ 中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格及び参加制限等）を事前に確認し、それに従う。

ウ 各種大会等への参加にあたっての事務手続き等は拠点校が行う。

(10) 地域移行との関連

拠点校部活動については、地域移行へ切り替わる期間での活動とし、受け皿となる地域クラブが発足した場合は速やかに移行することとする。

(11) 顧問以外の教職員について

顧問以外の教職員が、指導や外部指導者等との連絡調整を行うために、週末の拠点校部活動へ参加する場合は、生徒の事故等がないように、拠点校部活動の顧問と同様の責任をもって指導及び監視等を行う。

5 その他

この要項に関し疑義がある時は、協議のうえ決定するものとする。

附則 この要項は、令和7年4月1日から施行する。